

静岡県消防設備保守点検協同組合

組合だより



第 22 号 (新春号)

発行:平成 29 年 1 月 吉日
住所:静岡市駿河区南町 5 番 3 号
TEL:054-287-5091
FAX:054-287-5092
E-mail:syoubouyou-k@mti.biglobe.ne.jp
HomePage:http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/

私達は 法令遵守を行動指針に

消防設備の「保守点検」業務を通じて 地域社会の安心と安全に貢献します！

報告義務者が「点検」を無資格者にに行わせると 消防法第 44 条第 11 号の罰則です。
また 違反行為をした法人の代表者や従業員にも罰金30万円が科せられます。

「保守点検」業務は 資格者を雇用する業者で！

組合員55社：常用従業員596人(うち消防設備士・消防設備点検資格者の技術員400人)

新春を迎え 皆々様の

ご多幸をお祈り申し上げます。

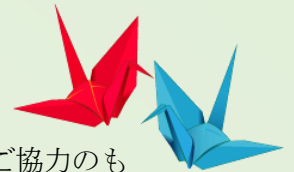
平成 29 年元旦

静岡県消防設備保守点検協同組合 役職員一同



◆◆◆ 理事長年頭挨拶 ◆◆◆

組合員の皆様には、お健やかに清々しい新年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。また、旧年中は皆様のご協力のもと組合事業もお陰様で順調に推移してきております。厚く感謝申し上げます。



さて、昨年 6 月には建築基準法改正による新たな国家試験として、防火戸・防火シャッター等を対象とする防火設備点検制度が施行となりました。この制度の起因は平成 24・25 年頃の診療所等火災での多数の死者が発生したことにあります。私達の点検業務は、火災から尊い人命・財産を守る責任ある業務であり、これまでも、防火戸・防火シャッターの点検には、消防設備点検の一環として、今回の新しい制度の 100%ではありませんが、実施してきております。国土交通省と消防庁と 2 つの官庁に分かれておりますが、私達は消火も防火も一体として考えております。

組合では、この新制度の資格取得に積極的に取り組むこととし、昨年 10 月には、この建築基準法に係る防火設備点検を組み込んだ平成 28 年度版点検料金積算基準を新たに作成いたしました。今後とも、なお一層の消火と防火の一体点検を心がけていくつもりです。

昨年は、ここ数年協議を重ねて参りました山梨県において、7 月 15 日山梨県消防設備保守点検協同組合が設立されました。全国組織化へ向け心強い出来事でした。これを弾みに、山梨の理事長さんと一緒になって、更に、同志を募っていきたいと思います。

今年度は、建築業務保全共通仕様書(国土交通省)次期改訂版に向けて、『消防設備士および消防設備点検資格者が点検を行うことができる消防設備等の範囲は、それぞれの消防設備士および消防設備点検資格者が有する資格(種類及び指定区分)に応じた消防設備等に限定され、種類および指定区分を有しない者が行ってはならない。』の記載要望や消防設備と防火設備の点検報告書の一本化等々について、山梨県と一緒に、国等への要請行動を考えたいと思います。

私事になりますが、昨年の 11 月 3 日文化の日に、静岡県知事表彰「産業開発振興功労」を頂戴いたしました。これは一重に、組合員はじめ関係各位の皆様へ、長年にわたり支えていただきました賜物であります。この場をお借りして感謝申し上げます。

結びに、私達役員一同初心を忘れず、なお一層精進することをお誓い申し上げ、合わせて、組合員の皆様にとっても、素晴らしい飛躍の年になりますことを祈念し、新年の挨拶といたします。



「新年を迎えて」

静岡県危機管理部 危機管理監代理 白石 暢彦

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、平成29年の輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

静岡県消防設備保守点検協同組合及び組合員の皆様には、長年にわたり消防用設備等の保守点検、設備施工等を通じ、防火対象物の防火安全対策に多大な貢献をされており、心より感謝申し上げます。

昨年は、熊本地震や台風第10号による水害など、自然災害の脅威を目の当たりにしたところです。静岡県は、40年以上にわたり東海地震対策を進めてまいりましたが、遠くない将来南海トラフ地震に見舞われる恐れ等が指摘され、「命」を守る危機管理を県政の重要課題の第一に掲げ、地震・津波対策等を一層強力に進めているところです。

一方、県内における建物火災は、減少傾向ではあるものの、毎年600件程度発生しています。消防用設備等は防火対象物が万一火災となった場合において、利用者等の安全を確保するために設置されているもので、適切に維持管理され、いざという時にその機能が発揮されることが期待されています。法令の整備、適切な消防用設備等の設置や防火管理により、今日の防火対象物の安全水準は充実したものとなってきましたが、火災の潜在危険性は昔も今も変わっておらず、安全確保のための不断の努力がなされることが重要であります。消防用設備等の保守点検・維持管理は、この安全を支える基盤であります。

貴組合及び組合員の皆様には、引き続き、消防用設備等の適切な保守点検・維持管理という重要な職務にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、静岡県消防設備保守点検協同組合の益々のご発展と組合員の皆様のご健勝を祈念しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭の御挨拶

静岡県経済産業部 部長代理 川和田 篤

明けましておめでとうございます。静岡県消防設備保守点検協同組合の皆様には、健やかに新年を迎えられましたこととお慶び申し上げます。

貴組合におかれましては、消防設備の工事や保守点検等を通じて、県民の生命や財産を守る業務に御尽力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、県は、本県経済の回復を力強く確実なものとし、国内外の経済情勢に左右されにくい多極的な産業構造を構築するため、静岡県総合計画「後期アクションプラン」を着実に実行しております。

具体的には、ファルマバレーをはじめとした静岡新産業集積クラスターの推進に加え、航空機、CNF（セルロースナノファイバー）など、次世代産業の創出に取り組むとともに、豊かさを支える地域産業の振興のため、中小企業の経営革新の促進、IoTなどの情報通信技術を活用したもののづくりやサービスなどの県内産業構造改革の推進等に取り組んでいるところです。

皆様におかれましては、これまで培われた専門的な知識と高度な技術を活かし、引き続き、安全・安心な社会づくりに貢献いただくことを期待申し上げますとともに、活発な組合活動を通じて、本県経済の発展に寄与していただくようお願い申し上げます。

結びに、今年一年間の貴組合のますますの御発展と、組合員の皆様の御健勝と御活躍を心から祈念申し上げます、新年の御挨拶といたします。



新年の御挨拶

静岡市消防局長 望月 昇

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

静岡県消防設備保守点検協同組合、組合員の皆様方におかれましては、平素より消防行政に格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、高度経済成長期以降、多くの公共施設が整備されてきましたが、現在は少子高齢化が進むなど社会の構造や市民ニーズが変化し、公共サービスのあり方についても見直す必要性に迫られています。また、公共施設の老朽化が顕在化して、一斉に改修・更新時期を迎えるなど維持更新費が必要になると見込まれています。

一方、限られた財政状況の中、計画的に効率よく公共施設の整備や維持管理を行い寿命を延ばしたり、公共施設の利活用促進や統廃合を進めることで将来負担の軽減を図る「アセットマネジメント」が必要とされています。とりわけ消防用設備等が適正に維持管理され、有事の際は、その機能が有効に発揮できるよう保守点検をしておくことは大変重要であると考えています。

日頃から、消防用設備等の適正な保守点検等に多大な貢献をされております貴組合、組合員の皆様には地域社会の安心・安全を確保するため、本年もなお一層の御尽力を賜りますようお願いするものであります。

結びにあたり、静岡県消防設備保守点検協同組合の益々の御発展と、組合員の皆様方の御健勝を御祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭のご挨拶

静岡県中小企業団体中央会 専務理事 木村通利

明けましておめでとうございます。

静岡県消防設備保守点検協同組合の皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、混沌とした時代にあって、市場の縮小、後継者や労働力不足を始めとした課題が山積する折、中小企業は高い技術、ノウハウ、機動性を駆使し、旺盛なチャレンジ精神をもって取り組むことが必要であります。そして、中小企業の成長・発展を下支えする唯一の組織として、中小企業組合の重要性はますます高まっております。

そのような折、官公需適格組合を始めとした組合組織による官公需受注を促進するための体制が強化されております。3年前に「静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例」の中小企業者の定義に「官公需適格組合」が明記され、国においては官公需適格組合の建設業許可取得に関する組合員技術者の在籍出向が認められたところであり、誠にゆっくりではありますが、環境整備の改善が進み出しております。

しかし我々中央会と致しましては、皆様方の実需に結び付くよう県内公共事業等の受注機会の拡大を引き続き各方面に働き掛けて参ります。また、組合支援、コーディネート機能や情報発信力の強化等、事業に取り組んで参ります。

結びに、貴組合並びに組合員の皆様のご活躍をご期待申し上げますと共に、本年が希望に溢れる年となられますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



◆◆◆ 西川理事長県知事表彰受賞 ◆◆◆



▲県庁別館 21F 展望ロビー

当組合西川理事長が、平成 28 年 11 月 3 日 文化の日に静岡県知事表彰(産業開発振興功労)を受賞されました。この産業開発振興功労は、協同組合の長を 25 年以上の長きに務めた者等に贈られる県の最高の賞です。

当日は、ご夫妻で知事より表彰を受けられました。



◆◆◆ 第 3 回青年部ゴルフコンペ ◆◆◆



第 3 回青年部会ゴルフコンペが、平成 28 年 12 月 20 日(火)静岡岡カントリー島田ゴルフコースで開催されました。今回は、西川和宏組合理事長の受賞(平成 28 年 11 月 3 日静岡県知事表彰産業開発振興功労)を祝う会としての開催でした。プレー終了後の表彰式において、西川理事長への記念品贈呈式が行われました。当日は寒い中でしたが、中沢公彦県議にもご参加いただき、総勢 12 名で和気あいあい存分にプレーを楽しみました。今後も奮ってご参加下さい。



- 優勝 松坂直和 中部防災工業株式会社
- 準優勝 加藤裕介 ニッコウプロセス株式会社
- 三位 佐野靖浩 株式会社アオイテレテック
- B B 賞 杉山義明 鈴与技研株式会社



◆◆◆ 消防職員専科教育予防査察・危険物科(第 1 期)講師 ◆◆◆

静岡県消防学校長より、例年 12 月に実施している消防職員専科教育予防査察・危険物科(第 1 期)(対象県内中堅消防士 44 名)の講師として、検査される側からの消防設備点検制度や消火設備・警報設備についての講座を依頼されました。

過日、下表のとおり実施してきました。講師を担当した者は、いずれも初めての経験でしたが、精一杯期待に沿うよう努めてきました。

日 時	時限数	教 科 目	講 師
12 月 5 日 午前	1.5	消防設備点検概論	中澤 慎作 (専務理事)
	0.5	私の消防防災人生	西川 和宏 (理事長)
〃 6 日 〃	3	消火設備	小田 巻秀幸 (鈴与技研) 遠 藤 学 (同 上)
〃 7 日 〃	3	警報設備	小川 博史 (セルコ) 加藤 幸雄 (同 上)



◆◆◆ 点検料金積算基準の改訂 ◆◆◆



国土交通省は、平成 25 年 10 月発生した福岡市診療所の火災等々での甚大な被害を踏まえ、平成 26 年建築基準法を改正、新しく国土交通大臣交付の新たな資格としての「防火設備検査員資格者証」を必要とする「防火設備点検」制度が創設され、平成 28 年 6 月から実施されました。

組合は、もともと消火を目的とする「消火設備点検」と火災の延焼を防ぐ「防火設備点検」とは表裏一体の業務と考え、これまでも消防設備保守点検業務の一環として「排煙設備点検」を実施してきており、今回の法改正に対しても、防火設備検査員を積極的に育成し一体とした点検の実現を

目指していくこととしております。

こうしたことから、点検料金積算基準検討委員会（座長 藤田光弘）の改訂作業を経て平成 28 年 10 月に「点検料金積算基準（防火設備定期検査業務を含む）平成 28 年度版」を策定しました。



顧問弁護士 吉川友朗
静岡法律事務所
静岡市葵区馬場町 43-1
TEL 054-254-3205
FAX 054-253-5009

◆◆◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◆◆

～ 相続について（4）～



前回のお話の中で、法定相続分に従って財産を分配してしまうと、相続人間で不公平が生じる場合の例として、生前贈与を挙げましたが、これ以外にも、相続人の中に、相続財産を増やすことに協力したり、相続財産が減少することを防止したりした人がいた場合が挙げられます。

このような場合、相続開始時に、当該相続財産が存在するには、相続財産を増やすこと（あるいは減少することを防止すること）に協力した人がいたおかげです。

それにもかかわらず、法定相続分に従って財産を分配してしまうと、相続財産維持及び増加に貢献した人とそうでない人の間で、不公平が生じてしまいます。

そこで、民法は、寄与分という制度を設けて、相続人間の公平を図っています。ここで寄与分とは、簡単に言うと、貢献した人の相続分を増加させようということです。

では、どういう場合に寄与分として認められるのか、民法上、寄与分として認められる場合は、「被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした」場合に限定されています(民法 904 条の 2)。

まず 1 つは、被相続人が事業を行っている場合に、その事業に関して労務を提供、つまりは事業を手伝って、被相続人の財産の維持や増加に貢献した場合です。

また、被相続人に対して、生活費や医療費等の援助などの財産的な給付を行い、それによって、被相続人の財産の維持や増加に貢献した場合も、寄与分が認められる場合に当たります。

さらに、被相続人が病気などになってしまった場合に、その療養看護をしてあげたことによって、被相続人の財産の維持や増加に貢献した場合も、やはり寄与分が認められることとなります。

これら以外でも、被相続人の財産の維持や増加に貢献したといえる場合には、やはり寄与分が認められることとなります。

しかし、ここで注意して欲しいのは、仮に、相続人が被相続人の事業に協力したり、介護をしたりしても、それらの行為によって、被相続人の財産が維持増加しなかった場合には、寄与分は認められないということです。

今回は、寄与分が認められた場合の相続分の計算についてお話しします。

当組合は官公需適格組合です!!

官公需適格組合とは、中小企業組合の中で「地方公共団体等発注業務の受注に対して特に意欲的で、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合である。」と、中小企業庁（経済産業省）が証明するもので、当組合は、平成13年11月16日から認定されています。



官公需法第3条では「組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定められ、毎年6月頃に中小企業者に対する国等の契約における受注機会増大の方針が示されます。

>>組合員名簿

会社名	代表者	住所	電話	会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市大岡	055-923-3363	三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111
鈴与技研(株) 東部営業所	岩崎 四郎	沼津市大諏訪	055-941-6481	(有)季高防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市東区	053-435-4308
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中区	053-465-6334
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256	鈴与技研(株) 西部営業所	神谷 典秀	掛川市本所	0537-27-2331
アロウ防災	矢澤 勝美	焼津市小川	054-624-0818	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-637-1260	セルコ(株) 本社	西川 昌宏	浜松市東区	053-463-1341
(有)共同設備	高田 寿治	静岡市葵区	054-265-9255	掛川営業所	高島俊太郎	掛川市園ヶ谷	0537-22-0119
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690	湖西営業所	藤田 光弘	湖西市吉美	053-575-3119
静岡ニッタン(株)	鈴木 文三	静岡市駿河区	054-281-2161	瀧防災	瀧 雅也	浜松市中区	053-523-7500
消防機材山治	福井 隆幸	静岡市葵区	054-247-0779	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	中部防災工業(株)	松坂 直和	浜松市北区	053-438-3081
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
セルコ(株) 静岡支店	橋 詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855	東海防災(株)	中村 仁志	浜松市中区	053-474-2627
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	(有)豊田消防設備	金原 克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
寺岡設備	寺岡 信行	静岡市駿河区	080-8252-7826	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
日興電気通信(株) 静岡営業所	加藤 裕介	静岡市駿河区	054-266-6762	ニッコウプロセス(株)	堀部 莞爾	浜松市北区	053-439-1122
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	(株)日本防火研究所	稲垣 憲幸	浜松市東区	053-461-1373
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
平尾設備	平尾 鎌平	静岡市清水区	090-8186-6318	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	(同)藤屋設備	岩成 真央	浜松市東区	053-432-6996
宮崎サービス	宮崎 誠二	静岡市葵区	090-6616-4448	フタバ防災研究所	中田 道孝	浜松市浜北区	053-587-3225
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878	みゆき防災(株)	野末 悠	浜松市北区	053-437-5734
(同)葵防災工業	井口 慎一	浜松市中区	090-3389-7593	ムラソー	村松 哲也	浜松市中区	053-437-6711
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699				
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407				
(有)遠州消防設備	神谷 正巳	磐田市天竜	0538-34-6574	理 事 長	西川和宏	セルコ(株)	
太田防災	太田 濟広	浜松市天竜区	053-925-2814	副 理 事 長	杉山和幸	鈴与技研(株)	
北沢防災設備(有)	北澤 浩之	浜松市浜北区	053-586-4100	副 理 事 長	堀部莞爾	日興電気通信(株)	
(株)北島電設	北島 孫六	浜松市東区	053-433-5303	専 務 理 事	中澤慎作	事務局局長兼務	
久嶋防災	久嶋 宏之	浜松市中区	080-2662-3019	理 事	飯塚 勝	広伸防災(株)	
サイトウ防災	齋藤 至	浜松市中区	053-474-3837	理 事	吉川友朗	静岡法律事務所	
				監 事	宇式三郎	(株)アオイテレテック	
				監 事	土谷直人	ニッセー防災(株)	
				事務局職員	鷲巣節子		

>>賛助会員名簿

会社名	代表者	住所	電話
TOA(株) 静岡営業所	藤井 裕典	静岡市葵区	054-261-8618
能美防災(株) 静岡支社	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-247-3211
パナソニック株式会社静岡営業所	中岡 孝文	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ(株) 静岡支社	桑原 秀人	静岡市駿河区	054-202-3811